#### 提案第15号

## その他の福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。

なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。

- 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一 する。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。
- 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

### 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容(案)

協定項目	25-14 その他の福祉事業の取扱い
調整の内容	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。

#### 【提案理由】

- 1 老人医療助成については、制度の趣旨及び医療制度の改正等を勘案し、適正な助成制度とするためである。
- 2 乳幼児医療助成については、対象者等への影響を勘案し、県内他市の現状に照らして適正な水準とするためである。
- 3 母子家庭等医療助成については、制度の趣旨及び対象者の実態等を勘案し、適正な助成制度として実施するためである。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業の制度を維持するためである。
- 5 引揚住宅事業は施設の必要性について、さらに検討する必要があるためである。
- 6 災害見舞金制度は、住民の災害復興及び福利厚生を目的とする救済制度として必要とするためである。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、健康増進又は福祉向上に必要な施設であるためである。

#### 【法令・取扱通知等】

福祉医療費支給事業補助金交付要綱(昭和55年6月18日付け55老第18号民生部長通知) (用語の意義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 老人

73歳以上の者(老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者を除く。)

(2)障害者

次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で次に定めるもの
- (ア) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)の 1級から3級までに該当する者
- (1) 等級表の4級に該当する者で障害名が腎臓機能障害とされているもの
- (り) 等級表の4級から6級までに該当する者で障害名が進行性筋萎縮症とされているもの
- イ 知能指数が50以下と判定されている者
- ウ 自閉症状群と診断されている者
- (3) 戦傷病者

戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者をいう。

(4)乳幼児

4歳未満の者をいう。

(5)母子家庭等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子家庭の母

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者(18歳の者にあっては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの

イ 父子家庭の父

上記の母子及び寡婦福祉法第6条第1項及び同法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第1項に規定する「配偶者のいない女子」を「配 偶者のない男子」に「女子」を「男子」に「母」を「父」に読み替えたもので児童を現に扶養しているもの

- ウ ア、イに掲げる者に現に扶養されている児童
- エ 父母のない児童
- (6) 社会保険各法

次に定める法律をいう。

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
- イ 船員保険法(昭和14年法律第73号
- ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- 工 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 才 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

#### (補助対象経費及び補助率)

- 第3 第1に規定する事業は次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。
  - (1) 老人医療費支給事業
  - (2) 障害者医療費支給事業
  - (3) 戦傷病者医療費支給事業
  - (4) 乳幼児医療費支給事業
  - (5) 母子家庭等医療費支給事業
- 2 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### 別 表

事業類	神	甫 助	対	象	経	費		交 付 額 の 算 定 方 法 及 び 補 助 率
福祉医療費	1 医療費 補助事業者が(1)に掲 ら翌年3月31日までの 年月日以後における診療 なお、医療費は、(2) (1) 市町村の区域内に 保険法(昭和33年) しくは被扶養者又は のであって、次に該 ア 生活保護法(昭和	間に支給した 、薬剤の支 により算出し 住所を有する 法律第192 健康保険法に 当しないもの	に医療費( 合又は手当 かた額とする か要綱第20 に号)による による日雇物 による	以下「医 に係るも る。 D(1)から る被保険結 寺例被保I	療費」と のの合計 (5)まで 者又は社 険者で特	いう。) で、 額。 に該当する 会保険各法I 別療養費の	この要綱の適用 者のうち国民健康 こよる被保険者若	<ol> <li>要綱第3の1に掲げる事業別に算定する。</li> <li>医療費の支給額から寄附金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額(要綱第3の1の(2)、(3)、(4)及び(5)の事業について平成14</li> </ol>

事業類	補助対象経費	交 付 額 の 算 定 方 況 及 び 補 助 率
	イ 老人のうち前年の所得(1月から7月までの間にあっては、前前年とする。ウ、エ、オ	年11月までに支給した
	及び力において同じ。)が、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34	医療費については、医療
	号)附則第32条第11項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法に	の支給額から寄附金その
	よる改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「旧国民年金法」という。)	他の収入を控除した額に
	第79条の2第5項において準用する旧国民年金法第66条第1項に規定する政令で定	2分の1を乗じて得た額
	める額を超える者(所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法施行令等	(1,000円未満切り
	の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行	て)に0.9を乗じて得
	令第6条及び第6条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第	額)を交付額とする。
	66条第1項及び第2項(法第79条の2第5項においてこれらの規定を準用する場合	ただし、算出された額
	を含む。)並びに第66条第3項及び第4項に規定する所得」とあるのは「所得」と、「法	1,000円未満の端数
	第66条第2項に規定する配偶者若しくは扶養義務者、同条第4項に規定する子、夫の	生じた場合には、これを
	子、孫若しくは弟妹又は母子福祉年金(その全額につき支給を停止されているものを除	り捨てるものとする。
	く。) 若しくは準母子年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。) の受給	
	者の所得」とあるのは「ウに規定する配偶者若しくは扶養義務者の所得」と、「障害福祉	
	年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。次号において同じ。) 若しくは	
	老齢福祉年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。次号において同じ。)	
	の受給権者」とあるのは、「老人」と、「障害者(障害福祉年金の受給権者を除く。)1人	
	につき、同項第7号に規定する控除を受けた者(老人医療費支給事業の老人を除く。)」	
	と読み替えるものとする。ウにおいて同じ。)	
	ウ 老人のうち、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情	
	にある者を含む。)の前年の所得若しくは老人の民法(明治29年法律第89号)第87	
	7条第1項に定める扶養義務者で主として老人の生計を維持するものの前年の所得が、	
	旧国民年金法第66条第2項の規定による政令で定める額以上であるもの。	
	エ 戦傷病者のうち、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年	
	法律第134号)第20条の規定による政令で定める額を超える者(所得の範囲について	
	は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4	
	条の規定を準用する。オにおいて同じ。また、所得の額の計算方法については、特別児	
	童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項の規定を準用する。この場合にお	
	いて、この規定中「( 同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族である障害者に係る	

事業類	補助対	象 経 費	交 付 額 の 算 定 方 法 及 び 補 助 率
	ものに限る。)」とあるのは、「(戦傷病話者) 戦傷病者のうち、その者の配偶者(対の事情にある者を含む。)の前年の所得定める扶養義務者で主として戦傷病者の重扶養手当等の支給に関する法律第2 もの(所得の額の計算方法については、令第5条の規定を準用する。)カー母子家庭の母、父子家庭の父で前年の政令第405号)第2条の4第2項に定れている児童(所得の額の計算方法による児童(所得の額の計算方法による児童大養手当に係る原	番姻の届出をしていないが、事実上婚者しくは戦傷病者の民法第877条の生計を維持するものの前年の所得が1条の規定による政令で定める額以 特別児童扶養手当等の支給に関する の所得が、児童扶養手当法施行令(昭 といては、児童扶養手当法(昭和36)	香姻と同様 第1項に が、特別児 上である 3法律施行 昭和36年 見に扶養さ
	(2) 医療費は、次により算出するものとする。 ア 福祉医療受給者の疾病又は負傷について よる医療に関する給付が行われた場合にお 又は負傷について、法令の規定により国又 付が行われた場合における給付の額との合 ときのその満たない額(以下「医療保険自 ただし、要綱第3の1の(1)の事業につい 28条の規定の例により算定した一部負担 という。)を控除した額(一部負担金相当客 6条の8の規定の例により算定した額を加 担金相当額は医療保険自己負担額を超える イ 医療に要する費用の額は、健康保険法の 算定した額とする。 ただし、現に要した費用の額を超えるこ	、国民健康保険法又は社会保険各法ける、当該医療に関する給付の額とは地方公共団体の負担による医療に関する費用の額に計額が当該医療に関する費用の額に1己負担額」という。)とする。いては、医療保険自己負担額から老人会に相当する額(以下「一部負担金額が著しく高額であるときは、老人係はた額)とする。この場合においていたができない。	当該疾病 に関する給 に満たない 人保健法第 と相当額」 保健法第 4 に、一部負

# 【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	1 受給対象	1 受給対象	1 受給対象	稲沢市及び平
	対象年齢は、68歳誕生月の初日	対象年齢は、68歳誕生月の初日	対象年齢は、68歳誕生月の初日	和町の制度に統
	から69歳誕生月の末日までの者。た	から69歳誕生月の末日までの者。た	から69歳誕生月の末日までの者。た	<b>ーする。</b>
	だし、平成19年10月から73歳誕	だし、平成19年10月から73歳誕	だし、平成19年10月から73歳誕	
	生月の初日から74歳誕生月の末日	生月の初日から74歳誕生月の末日	生月の初日から74歳誕生月の末日	
	までの者	までの者	までの者	
	所得制限有り	所得制限無し	所得制限有り	
老人医療助成	(県補助金交付要綱どおり)	(町単独事業実施)	(県補助金交付要綱どおり)	
<b>七八区原助</b> 以	2 一部負担	2 一部負担	2 一部負担	
	費用額の1割又は2割	費用額の1割又は2割	費用額の1割又は2割	
	高額医療費については老人保健法	高額医療費については老人保健法	高額医療費については老人保健法	
	に準ずる	に準ずる	に準ずる	
	3 受給者数	3 受給者数	3 受給者数	
	9 0 0人 (H15.4.1)	2 7 6人(H15.4.1)	1 4 9人(H15.4.1)	
	(県補助対象 900人)	(県補助対象 227人)	(県補助対象 149人)	
	(市単独事業 0人)	(町単独事業 49人)	(町単独事業 0人)	
	1 受給対象	1 受給対象	1 受給対象	合併年度につ
	6 歳誕生日の属する月の末日まで		6 歳誕生日の属する月の末日まで	いては現行のと
	の乳幼児	1日までの乳幼児	の乳幼児	おりとし、平成
	2 一部負担	2 一部負担	2 一部負担	17 年 4 月 1 日以
		入院、外来とも6歳誕生月の属す		
	日まで、入院は6歳誕生日の属する	る年度の3月31日までなし	日まで、入院は6歳誕生日の属する	誕生日の属する
乳幼児医療助	月の末日まで、いずれもなし		月の末日まで、いずれもなし	年度末まで、また
成				入院は6歳誕生
	3 受給者数	3 受給者数	3 受給者数	日の属する年度
	6 , 5 2 0人 (H15.4.1)	1 , 1 3 4人(H15.4.1)	7 1 7人 (H15.4.1)	末までを受給対
	4 歳未満 [ 入院・外来 ]	4 歳未満 [ 入院・外来 ]	4歳未満[入院・外来]	象とし、一部負担
	(県補助対象 4,347人)	(県補助対象 720人)	(県補助対象 471人)	はないものとす
	4 歳から 6 歳迄 [ 入院 ]	4 歳から 6 歳迄 [ 入院・外来 ]	4歳から6歳迄[入院]	る。
	(市単独事業 2 , 1 7 3 人)	(町単独事業 414人)	(町単独事業 246人)	

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
母子家庭等医 療助成	1 受給対象 年齢 1 8 歳以下(年度末)の児童 がいる母子、父子家庭及び父母のい ない児童 所得制限有り (県補助金交付要綱どおり) 2 一部負担 無し 3 受給者数 4 2 3人(H15.4.1) (県補助対象 4 2 3人) (市単独事業 0人)	1 受給対象 年齢18歳以下(年度末)の児童 がいる母子、父子家庭及び父母のい ない児童 所得制限無し (町単独事業実施) 2 一部負担 無し 3 受給者数 268人(H15.4.1) (県補助対象 230人) (町単独事業 38人)	1 受給対象 年齢18歳以下(年度末)の児童 がいる母子、父子家庭及び父母のい ない児童 所得制限無し (町単独事業実施) 2 一部負担 無し 3 受給者数 184人(H15.4.1) (県補助対象 160人) (町単独事業 24人)	稲沢市の制度 に統一する。
原子爆弹被爆 者健康管理事 業	対象者 被爆者 内 容 毎年3月、9月の2期に分け月 額3,000円分を支給	対象者 被爆者 内 容 毎年3月、9月の2期に分け月 額3,500円分を支給	対象者 被爆者 内 容 毎年3月、9月の2期に分け月 額3,000円分を支給	稲沢市及び中 島郡平和町の制 度に統一する。
引揚者住宅事 業	実施していない	対象者 終戦後の引揚者(9世帯) 内 容 家賃月額 550円	実施していない	当面現行のと おりとする。
災害見舞金	死亡 10万円 負傷(1ヶ月入院) 2万円 住宅の全焼、全壊 5万円 住宅の半焼、半壊 3万円 住宅の床上浸水 1万円	実施していない	住宅等の全焼、 1万円 住宅等の半焼、 5千円 (社会福祉協議会事業)	稲沢市の制度 に統一する。
平和らくら くプラザ	実施していない	実施していない	浴場、バーディプールなどを備えた複 合施設	現行のとおり 継続し運営する ものとする。

# 【先進事例】

文C 表几人/H	西東京市 (13.1.21)	乳幼児医療費の助成については、田無市の制度を基礎に調整を図る。
	東かがわ市 (15.4.1)	乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
新設合併	周南市	乳幼児医療については、新南陽市、鹿野町の例により調整する。
	(15.4.21)	母子・父子医療については、徳山市の例により調整する。
	瑞穂市 (15.5.1)	乳幼児福祉医療制度については、5歳の誕生月の末日まで入院、外来とも対象とする。
	呉市	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるもの
┃ ┃編入合併┃	(15.4.1)	については,合併までに調整し,制度の統一を図っていくものとする。
河門ハロげ	田原市	その他の福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。
	(15.8.20)	ただし、これにより難い場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。